

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

年金保険料納付の免除

【手続】

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 罹災証明書（コピー可）

【問い合わせ先】

住民課保険年金係 0964-46-2113（直通）